

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2017年(平成29年) October 10月号

## 鹿児島県最低賃金の改正を答申



刈干し（日置市東市来町）

【写真提供者：村山 隆 氏】

## 目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県最低賃金の改正を答申	2
トラック運転者の労働時間のルールを遵守してください	2
はじめます、「無期転換ルール」	3~6
災害に学ぶ、～はしごや脚立からの墜落・転落！	7
「くるみん認定企業」及び「ユースエール認定企業」	
認定通知書の合同交付式を実施しました！	8
よりよい人材確保のために！	
…求人内容の見直しを考えてみませんか？	9
平成29年 業種別死傷災害発生状況（8月末速報値）	9
労使間のトラブルに関する	
無料相談会（霧島市出張相談会）の実施について	10

10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！	10
「仕事休もっ化計画」	
～10月は年次有給休暇取得促進期間です～	11
クローバーたより	
～疲れは体の異常を知らせるアラーム～	12
労働契約等解説セミナー2017のご案内	13
中小建設会社人材確保のための「無料個別相談」のご案内	14
荷役災害防止担当者	
安全衛生教育（荷主等向け）講習会のご案内	15
職場リーダー向けリスクアセスメント研修のご案内	16~17
平成29年11月の講習開催のご案内	18

## さくらじま

6年ほど前、愛知県の飛島村の工場でH2Aロケットの製造現場を見た。横たわる大きなオレンジ色の

胴体に似合わず、非常に繊細な作業が静かに行われており、そのギャップが今でも脳裏に浮かぶ。

8月某日、バルブ駆動用のヘリウムガスの圧力低下のため、当初予定から1週間後となったが、種子島宇宙センターから打ち上がるH2A35号機を、マリンポートかごしまから見た。

遠くて非常に小さかったが、それでも白煙を噴き上げてあつという間に上昇していくその姿は、勇壮であり、ロマンを感じるには十分であった。

「百聞は一見にしかず」とは言うが、同じ「一見」でも、映

像や画像ではなく、直接、自分の目で見ることの大切さをあらためて認識した。

と同時に、打ち上げを成功に導くために、どんな些細な不具合も見逃さず、検証と改善を繰り返し、安全性と確実性を徹底的に追求するエンジニアを含め、何万という人が、膨大な時間と情熱を注ぎ込んでいることに、ふと気づかされる。

安全、安心は勝手にはやってこない。

自分の目で現場を確認する大切さ、安全・安心は地道な努力で作り上げるもの、「これくらいなら大丈夫だろう」は御法度、これらは労働現場にも通じる。

私自身、年度の後半も、公私ともにどんなリスクも見逃さないよう、「確認」を徹底していきたいと思う。

# 鹿児島県最低賃金 時間額737円で決定（10月1日発効）

鹿児島労働局賃金室

鹿児島地方最低賃金審議会（石塚孔信会長）は、8月7日、鹿児島県最低賃金を現行の時間額715円から22円引き上げ、737円に改正するよう鹿児島労働局長に答申しました。

この答申は、6月30日に鹿児島労働局長からなされた鹿児島県最低賃金の改正について調査審議を求める諮問に対する答申で、同審議会において、公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員により、現下の最低賃金を取り巻く状況や最低賃金の原則を踏まえ、精力的かつ慎重な審議を重ねた結果、得られた結論です。

この答申を受けて、鹿児島労働局長は、公示などの手続きを経て、答申どおり時間額737円に改正する決定を行っており、改正額は10月1日に発効します。

鹿児島県最低賃金は、パート、アルバイトを問わず、鹿児島県内で働くすべての労働者に適用されます。

また、これと特定（産業別）最低賃金の両方が適用される場合には、高い方の金額で計算した賃金を支払う必要がありますので、適切な対応をお願いします。

22円の引上げは、最低賃金額が時間額のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げとなります。

鹿児島県労働基準協会内に、鹿児島県最低賃金総合相談支援センターを設置して、社会保険労務士が無料で相談に応じているほか、業務改善助成金もより利用しやすく拡充されております。

フリーダイヤル0120-898-930まで、ぜひお気軽にご相談下さい。

## トラック運送事業者と荷主の方々へ ～ トラック運転者の労働時間のルールを遵守してください～

鹿児島労働局監督課

### ● トラック運転者の年間労働時間の現状（平成28年賃金構造統計調査）

全産業平均 → 年間 2,124時間

トラック運転者 → 年間 2,604時間

◇ トラック運転者の労働時間は全産業平均より**480時間**長くなっています。

◇ 法定労働時間（週40時間）を年間換算すると2,085時間となり、 トラック運転者は法定労働時間より**519時間**長く働いていることになります。

### ● 自動車運転者の労働時間等の改善を図るため、 トラック運送事業者が守るべき労働時間のルールとして「[改善基準告示](#)」が定められていますが、 トラック運送事業者に対する臨検監督結果（H28）では**8割が違反**しています。

<改善基準告示の主な内容>

拘束時間 (始業から終業までの時間)	・ 1 日 原則13時間以内 最大16時間以内（15時間超えは週2回以内） ・ 1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	・ 継続 8 時間以上
運転時間	・ 2日平均で、1日当たり9時間以内 ・ 2週間平均で、1週間当たり44時間以内
連続運転時間	・ 4 時間以内

### ● 長時間労働・改善基準告示違反の要因として、人手不足や業務量の大幅な増減などがありますが、[荷主側による](#)

◇ [非合理的な到着時間の設定](#)

◇ [恒常的な待ち時間の発生](#)

なども要因となるケースもあります。

\* 1運行当たり平均待ち時間：1時間45分（トラック輸送状況の実態調査結果 H27）

### ● 過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。

違法な長時間労働を行わせた事業主

→ [労働基準法違反や道路交通法違反による刑事責任](#)を問われる場合があります。

過労運転への荷主の関与が判明した場合

→ [荷主勧告制度により荷主名が公表](#)される場合があります。

トラック運送事業者、荷主の双方が「改善基準告示」を十分に理解し、 トラック運転者に無理な運行を行わせるこ  
とのないようにしてください。

平成30年4月まで  
あとわずか！

# はじまります、「無期転換ルール」

鹿児島労働局雇用環境・均等室

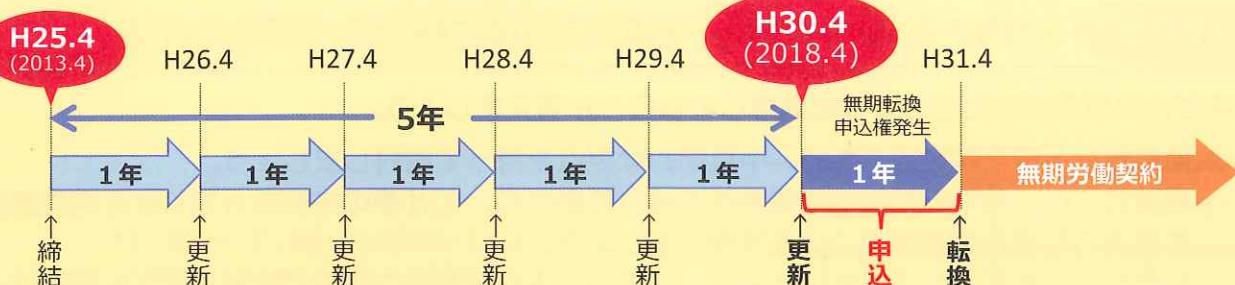
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

**平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。**

## 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

## 企業の皆さんへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

## 有期労働契約で働く皆さんへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

### 雇止めについて

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは鹿児島労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

## 「無期転換ルール」の導入手順

### STEP 1 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

- ◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え方、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。



【活用できる厚生労働省の支援策】

- 労働契約等解説セミナー ● 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

### STEP 2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- キャリアアップ助成金 ● 先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- シンポジウム ● 中小企業に対するコンサルティング

### STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員の就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

### STEP 4 運用と改善を行う

- ◇ 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

## 「無期転換ルール」Q&A

Q1

### 「無期転換ルール」は何のためにあるの？

**A1.** 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要があります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

### 無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの？

**A2.** 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

### 無期転換の申込みの方法は？

**A3.** 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

#### 無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えるので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

#### 無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q4

### 無期転換後の労働条件は？

**A4.** 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

## 「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちちら

### 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



画面には、「無期転換ルールで実現する／雇止めの不安がない生活！」というヘッダーと、複数のイラストが表示されています。また、ナビゲーションメニューとして「無期転換の概要」「導入ポイント」「導入企業事例」「導入支援策」「Q&A」があります。

### キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、待遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用に当たっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。  
※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

### 問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239



### 「無期転換ルール」特別相談窓口

「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を契機に、鹿児島労働局雇用環境・均等室では、「無期転換ルール特別相談窓口」を設置し、事業主の皆さん、働く皆さんからの無期転換ルールの概要や導入などに関するご相談に応じています。

無期転換ルールについてお困りの場合は、お気軽にご相談ください。



◇期 間：平成29年9月1日（金）から \*土日祝日を除く

◇時 間：8時30分から17時15分 \*来庁による相談の場合は要予約

◇窓 口：鹿児島労働局雇用環境・均等室

住所 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

電話 099-223-8239

◇相談内容

- ・「無期転換ルール」の概要や導入
- ・「無期転換ルール」の導入支援策
- ・「無期転換ルール」の特例 など



## 災害に学ぶ

### はしごや脚立からの墜落・転落！

鹿児島労働局健康安全課

#### 1 はじめに

平成28年に鹿児島県内で発生した労働災害のうち、「転倒災害」に次いで多く発生しているのは、「墜落・転落災害」です。（平成27年までは、「墜落・転落災害」がトップでした。）「墜落・転落災害」をもたらす原因となった「起因物」では、次のグラフのとおり「用具」が一番多くなっています。全体の約22%を占めています。

「用具」には、はしご、脚立、踏台等が含まれます。これらは、ごく身近な用具であることから、あらゆる業種において「墜落」や「転落」の危険を感じることなく使用することが多く、以下に示す災害事例のように重篤な災害（場合によっては死亡）に至るものも少なくない状況にあります。

#### 2 災害発生状況について

##### （事例1）業種【その他の建設業】

直高5mのブロック積の天端で型枠組立作業中に、二連はしごを使用して下へ降りている時、高さ約3.5mから足を踏み外して墜落した。（骨盤骨折・休業見込3か月）

##### （事例2）業種【社会福祉施設】

台風接近のため、屋根の排水溝のごみを取り除く作業中、足を滑らせてはしごから墜落した。（腰椎骨折・休業見込3か月）

##### （事例3）業種【その他の建築工事業】

瓦葺き作業のためはしごを屋根に固定するため、梯子を上っていたところ、バランスを崩して墜落した。（腰椎骨折・休業見込4週間）

##### （事例4）業種【食品製造業】

脚立に乗って2t車を洗車していたところ、足を滑らせて落下した。（肋骨骨折・休業見込2週間）

##### （事例5）業種【電気通信工事業】

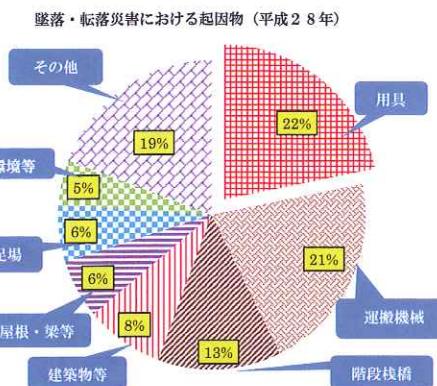
建物天井の現状確認をするため、脚立を使用して上っていたところ、脚立の天板付近より墜落した。（顔面挫創・休業見込10日）

##### （事例6）業種【その他の建築工事業】

パレットに積まれた瓦の横に脚立を立てて作業をしていたところ、脚立を降りる時に足を踏み外して墜落した。（肋骨骨折・休業見込4週間）

##### （事例7）業種【小売業】

売場で踏み台（2段）に乗って商品を陳列したのち段ボールを持った状態で降りようとしたところ、ステップを踏み外して転落した。（手首骨折・休業見込2か月）



#### 3 災害の原因について

はしごにおける典型的な災害発生原因は、

- ・はしごの上でバランスを崩すこと。
- ・はしごが転位（脚部が滑る。）すること。
- ・はしごの昇降時に手足が滑ること。

また、脚立における典型的な災害発生原因は、

- ・脚立の天板に乗りバランスを崩すこと。
- ・脚立にまたがってバランスを崩すこと。
- ・荷物を持ちながらバランスを崩すこと。

などがあります。

#### 4 はしごや脚立の墜落・転落防止対策について

はしごの墜落・転落を防止するには、

- ・はしごでの作業を選択する前に、より安全な別の作業方法がないかを検討する。
- ・はしごの上端又は下端をしっかりと固定して、はしごの転位を防止する。
- ・はしごの踏み面に滑り止めシールを貼ったり、滑りにくい靴や手袋を使用する。

また、脚立の墜落・転落を防止するには、

- ・天板に乗っての作業は、バランスを崩しやすいので禁止する。
- ・昇降時には、荷物等を持たずに3点支持をする。
- (※) 3点支持とは、両手、両足の4点のうち、3点により体を支えること。

などに注意する必要があります。

さらに、最近では、はしごに後付けの安全器具（はしご支持・手摺金具や足元安定金具）がありますし、昇降の際の安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）もあります。脚立も手摺付き脚立や手摺付きの可搬式作業台もありますので、これらの活用をご検討ください。



【手すり付き脚立(例)】 【可搬式作業台(例)】



#### 5 おわりに

はしごや脚立は、手軽に使用できる身近な用具であるため、何気なく使用していることが多くなっています。また、使用する時間も短いことから想定される危険に対する認識も低くなりがちです。はしごや脚立を使用する場合は、想定される危険（特に、墜落・転落）を常に予知しながら使用することが大切です。

加えて、はしごや脚立を使用する際の高さは、2m未満の比較的高くない場合もありますが、墜落・転落の際の頭部の負傷を防ぐために、墜落用のヘルメットを着用してください。

厚生労働省では、はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくすためのリーフレットを作成していますので、活用してください。（厚生労働省HPから「はしごや脚立」で検索してください。）



## 「くるみん認定企業」及び「ユースエール認定企業」

認定通知書の合同交付式を実施しました！

新「くるみん」マーク

鹿児島労働局雇用環境・均等室



「ユースエール」マーク

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業（\*1）」及び若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業（\*2）」として下記のとおり認定決定し、平成29年9月5日に認定通知書合同交付式を実施しました。

なお、くるみん認定については、平成29年4月1日に、認定基準が働き方改革推進の取組みが追加改正に伴い、新基準を満たした企業には、新「くるみんマーク」が付与されることとなり、今回、新マークになってからの初めての認定企業となります。

また、ユースエール認定については、「老人福祉・介護事業」で九州初の認定企業となります。

\*1 「くるみん認定企業」とは、企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定した企業です。

\*2 「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

☆くるみん認定企業 〈平成29年7月28日認定〉

株式会社 アリマコーポレーション（鹿児島市）<認定1回目>

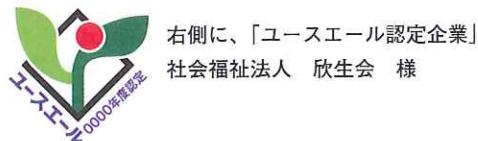
☆ユースエール認定企業 〈平成29年6月30日認定〉

社会福祉法人 欣生会（志布志市）

### 「くるみん認定企業」及び「ユースエール認定企業」認定通知書の合同交付式



左から、2番目及び3番目に「くるみん認定企業」  
株式会社 アリマコーポレーション 様



右側に、「ユースエール認定企業」  
社会福祉法人 欣生会 様

○くるみん認定 ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/kurumin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)) については、鹿児島労働局雇用環境・均等室 (099-223-8239)、ユースエール認定 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>) については、鹿児島労働局職業安定部訓練室 (099-219-8711) へお問合せください。

## 【よりよい人材確保のために！・・・求人内容の見直しを考えてみませんか？】

鹿児島労働局職業安定課

「ハローワークに求人は出したけれど、応募者が少なく採用に至らない・・・。」こんな経験はありませんか？

鹿児島労働局管内の雇用情勢については、景気の緩やかな回復基調に伴って、平成29年7月の有効求人倍率は1.23倍と高水準で推移している状況です。

そんな状況で、自社の求人に目を向けてもらい、応募したくなる求人となるためには・・・。

お仕事探しをしている方は求人のどこを見て応募を決めているのでしょうか。賃金や労働時間・休日などの待遇面だけを見ているわけではありません。「仕事の内容」「企業理念」「教育訓練・人材育成」などといった、企業としての魅力を総合的に判断し、複数の求人を見比べています。

「仕事内容等は詳しく記載しなくても直接で説明するので大丈夫」、「有資格者・経験者の求人なので詳しい記載は不要」と思っていませんか。しかし、他の求人と比べた場合、詳しく書かれているほうが、企業の総合的なイメージがわきやすく、応募者を思ってくれている=社員を大切にする会社であると理解されやすく、選ばれる可能性が高くなります。結果として、詳しい記載がない企業の求人は、選ばれにくくなります。

なお、記載された求人内容と実態が異なっていた場合、企業の信用を大きく損ねかねないため、公開できる情報を正確かつ具体的に記載してください。このほかにもハローワークの窓口では、わかりやすい記載方法等のアドバイスを行っています。ぜひ、最寄りのハローワークにご相談ください。

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

## 【平成29年7月分】

県内有効求人倍率	1.23倍（前月比0.02P増）
全国有効求人倍率	1.52倍（前月比0.01P増）
県内正社員有効求人倍率	0.80倍（前年同月比0.17P増）
全国正社員有効求人倍率	0.98倍（前年同月比0.13P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成29年7月の県内有効求人倍率は統計開始以来過去最高となり、15か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にありますが、産業によって求人の増減にばらつきがみられます。

今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

障害者や難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対する助成金制度があります。主な助成金は次の通りです。

## 【特定求職者雇用開発助成金】

- 特定就職困難者コース
- 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 障害者初回雇用コース

障害の種別、程度及び雇用条件等により支給対象とならない場合があります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）へお問い合わせください。

## 平成29年 業種別死傷災害発生状況（平成29年8月分速報版）

鹿児島労働局

	平成29年		平成28年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1125	12	1125	8	4	
1 製造業	233	1	209	1	24	
1 食料品製造業	149	1	128	1	21	
4 木材・木製品製造業	15		12		3	
9 窯業土石製品製造業	12		8		4	
11~12 金属製品製造業	17		12		5	
13~15 機械機具製造業	13		17		-4	
上記以外の製造業	27		32		-5	
2 鉱業	4		5		-1	
3 建設業	184	6	177	2	7	4
1 土木工事業	75	2	70	1	5	1
2 建築工事業	78	4	85	1	-7	3
3 その他の建設業	31		22		9	
4 運輸交通業	113	2	123		-10	2
1 鉄道・航空機業	7	1	6		1	1
2 道路旅客運送業	10		11		-1	
3 道路貨物運送業	95	1	106		-11	1
4 その他の運輸交通業	1				1	
5 貨物取扱業	17		13		4	
1 陸上貨物取扱業	8		6		2	
2 港湾運送業	9		7		2	
6 農林業	59	1	50	2	9	-1
1 農業	31		24		7	
2 林業	28	1	26	2	2	-1
7 廉産・水産業	63		56		7	
8 商業	126		154	2	-28	-2
1 銀売業	20		22		-2	
2 小売業	87		107	2	-20	-2
3 理美容業	2				2	
4 その他の商業	17		25		-8	
9 金融・広告業	15		15			
11 通信業	13		6		7	
12 教育・研究業	8		8			
13 保健衛生業	157		163		-6	
1 医療保健業	65		59		6	
2 社会福祉施設	89		103		-14	
3 その他の保健衛生業	3		1		2	
14 接客娯楽業	65		77		-12	
1 旅館業	13		19		-6	
2 飲食店	32		36		-4	
3 その他の接客娯楽業	20		22		-2	
上記以外の事業	68	2	69	1	-1	1
10 映画・演劇業	1				1	
15 清掃・看護業	32	1	37		-5	1
16 官公署			1		-1	
17 その他の事業	35	1	31	1	4	
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）	103	1	112		-9	1
第三次産業（8-17）	452	2	492	3	-40	-1

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したるもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



## 「労使間のトラブルに関する無料相談会（霧島市出張相談会）」の実施について

解雇や雇止めなどの職場のトラブルで悩んでいませんか？個々の労働者と事業主の間に生じた労働に関するトラブルについて、鹿児島県労働委員会が主催する相談会に鹿児島労働局、その他機関も参加し、合同で出張相談会を実施します。

この出張相談では労働局の相談員だけでなく、鹿児島県から労働委員会委員【公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）】も相談に応じます。

労働者、事業主のどちらでも、お気軽にご相談下さい（秘密厳守、無料）

日時 10月31日（火）  
午前10時30分～午後3時30分  
(受付は午後3時まで)

場所 国分公民館（霧島市）

～10月は個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間です～

## 県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する無料相談会

（平成29年度）

個々の労働者と事業主との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員【公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）】が相談に応じます。どなたでも、お気軽に御相談ください。（秘密厳守、無料）

なお、10月31日（火）国分公民館での相談会は関係機関との合同相談会です。

御相談の内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。（裏面参照）

日 時	場 所	相談対応者等
10月15日（日） 〔日曜相談会〕	午前10時～午後4時 (受付：午後3時30分まで)  (鹿児島市勤労者交流センター (鹿児島市中央町10 キャビル7階))	・県労働委員会委員
10月24日（火） 〔定期相談会〕	午後2時30分～午後5時 (受付：午後4時30分まで) ※毎月第4火曜日に開催  (県庁15階労働委員会 (鹿児島市鴨池新町10-1))	・県労働委員会委員
10月31日（火） 〔出張合同相談会〕	午前10時30分～ 午後3時30分 (受付：午後3時まで)  (国分公民館 (霧島市国分中央3丁目45-1))	・鹿児島労働局 ・鹿児島県社会保険労務士会 ・県雇用労政課 ・県労働委員会委員

※ 事前申込みは不要です。直接、会場へお越しください。なお、予約もできます。（お問い合わせは下記まで。）



＜お問い合わせ先＞

鹿児島県労働委員会事務局（鹿児島市鴨池新町10-1）

電話：099-286-3943

時間：8時30分～17時15分

携帯電話サイト



## 10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進月間」です！



厚生労働省では、毎年10月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金制度の「加入促進月間」において、この制度への加入促進活動や履行確保活動の後援者として、関係機関を通じてさまざまな活動に取り組みます。

### 【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、独立行政法人 勤労者退職金共済機構が運営する制度で、中小企業の労働者に対する退職金制度です。事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福利の増進を図り、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

「確かに未来」が会社を変える。  
**中退共**で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい  
国の退職金制度です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)8907-1234 FAX(03)5955-8211

- ① 国の制度だから安全・安心！ さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！ 管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！ 節税に加え、手数料もかかりません。
- パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。

詳しくは  
ホームページをご覗ください  
**中退共**検索  
<http://chutokyoteiyokukin.go.jp/>

仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

## 「仕事休もっ化計画」

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

### 年次有給休暇とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法において、労働者は、

- ・6か月間継続して雇われていること
- ・全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出ることにより取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。）。

### 年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は、全国平均で48.7%（平成27年）である中、本県は36.8%と全国平均を大幅に下回っています。年次有給休暇の取得が低調な理由として、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気で取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

### 年次有給休暇取得に向けた職場づくり！

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないよう、労使双方で年次有給休暇の取得状況の確認や、取得率向上に向けた具体的な話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。



走り続ける大切さも、  
休む大切さも覚えた。

ワーク・ライフ・バランス  
休もっ化  
計画1 仕事と生活の調和のために、  
計画的に年次有給休暇を取ろう。

休もっ化  
計画2 土日・祝日にプラスワン休暇して、  
休もっ化  
計画3 連続休暇にしよう。  
新し合いの機会をつくり、  
年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に替えて休業日を分散化する取組  
【キッズウィーク】（キッズワーク）が平成30年度からスタートします。  
子供たちの聲を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

労使一体となって計画的に  
年次有給休暇を取得しよう



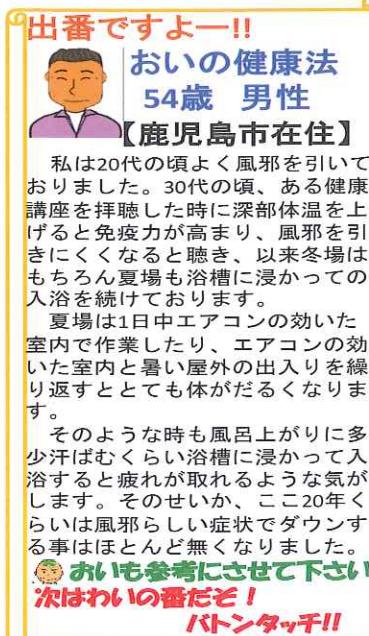
厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署  
働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

＊ 保健師からお届け  
クローバーたより \*

ヘルスサポートセンター鹿児島

# 疲れは体の異常を知らせるアラームです!!

健康 第一 クロ葉さん♪



気づかないうちに疲れが溜まっていることがあります。疲労度をチェックしてみましょう！ 0点：まったくない 1点：少しある 2点：まあまあある 3点：かなりある 4点：非常に強い

A. 身体症状		B. 精神・神経症状	
微熱がある	点	思考力が低下している	点
疲れた感じ、だるい感じがある	点	よく眠れない	点
ちょっとした運動や作業でもすごく疲れる	点	憂うつな気分になる	点
筋肉痛がある	点	自分の体調に不安がある	点
このごろ、体に力が入らない	点	働く意欲がおきない	点
リンパ節が腫れている	点	ちょっとしたことが思い出せない	点
頭痛、頭重感がある	点	まぶしくて目がくらむことがある	点
一晩中寝ても疲れがとれない	点	ぼーっとすることがある	点
のどの痛みがある	点	集中力が低下している	点
関節が痛む	点	どうしても寝すぎてしまう	点
合計	点	合計	点

	安全ゾーン	要注意ゾーン	危険ゾーン
<b>A. 身体的評価</b>	<b>0~8点</b> 身体的な疲れはあまりないようです。この状態を維持するように心がけましょう。	<b>9~12点</b> 少しからだがお疲れのようです。休息をとって回復に努めましょう。	<b>13点以上</b> この状態が1ヶ月以上続いているのなら要注意。半年以上続く場合は何らかの病気である可能性が高いと思われます。医師に相談しましょう。
<b>B. 精神的評価</b>	<b>0~9点</b> 精神的な疲れはあまりないようです。この状態を維持するよう心がけましょう。	<b>10~13点</b> 少し精神的な疲れがみられます。心のリフレッシュやリラックスを心がけましょう。	<b>14点以上</b> 疲れに伴なう精神症状が強く認められます。長く続くようでしたら専門医に相談しましょう。
<b>総合的評価(A+B)</b>	<b>0~16点</b> 全般的な疲れはあまりないようです。この状態を維持するよう心がけましょう。	<b>17~22点</b> 少し疲れがみられます。身体的評価、精神的評価をみるとともに、長く続くようでしたら医師に相談しましょう。	<b>23点以上</b> かなり疲れが溜まっているようです。身体的評価、精神的評価をみるとともに、長く続くようでしたら医師に相談しましょう。

## 要注意・危険ゾーンの人は見なおそう！

まずは良質な睡眠を確保！ 6～8時間は必要です!!

休息がとれたら



## 自分に合ったリフレッシュ方法を見つけましょう！

おすす



動物と触れ合う  
アニマルセラピー

森林浴で自然の中で癒される！

疲れた時に緑(茶葉)の香りを嗅ぐのも  
疲労軽減効果あり！

<参考文献> 疲労および疲労感の分子・神経メカニズムとその防御に関する研究

\*\*\*\*\*



休んをとろう  
倒るい前に  
疲れてるつが  
あいもすよ  
疲れだ  
気づかず

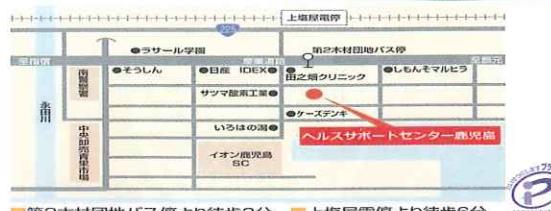
クロ葉  
心の狂句

## 健康の保持・増進のお手伝いをします！！



公益社団法人 鹿児島労働基準協会  
ヘルスサポートセンター鹿児島  
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96

健康相談・お問い合わせはこちラ 電話 099-266-2631



参加無料

## 厚生労働省委託事業 労働契約等解説セミナー2017

基礎セミナー/判例・事例セミナー

「安心」して「働く」ためのルール～使用者と労働者の約束事＝「労働契約」とは～

平成29年度 厚生労働省委託事業

労働契約等  
解説セミナー  
2017

雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを鹿児島県において開催します。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説します。

無期転換ルールについては、平成30年4月から当該ルールに基づく本格的な無期転換申込権の発生が見込まれており、これに向けて準備を行う必要があります。

ルールを正しく理解し、準備を進めるため、是非ご活用ください。

平成29年11月29日(水) 天文館ビジョンホール6階ホール  
平成30年 2月15日(木) 天文館ビジョンホール6階ホール

基礎セミナー	13:10~15:35
判例・事例セミナー	15:35~16:45
個別相談会	16:45~

## 開催日時・会場

## 時間

## 定員

各回70名 参加費無料

※先着順、定員に達し次第、締め切らせていただきます

## お問合せ先

労働契約等解説セミナー事務局 ☎03-6213-6150 e-mail:seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F

【申込書】 ※下記の申込書に必要事項を記載の上、FAX (03-3218-5801) にてお申ください。

お申込はEメールでも受け付けています。Eメールでお申込の際は、下記申込書の内容および参加希望会場名を、セミナー事務局(seminar.mhlw@tokiorisk.co.jp)までお送りください。

お申込み会場	月 日開催	会場
お申込回	基礎セミナー セミナー開始 13:10 判例・事例セミナー セミナー開始 15:35 ※ ご希望のセミナーに○を付けてください。両方のセミナーへの申し込みも可能です。	
フリガナ		
お名前		
ご職業	a. 会社員（正社員・人事担当） b. 会社員（正社員・人事担当以外） c. 会社員（正社員以外） d. 会社役員・事業主 e. 求職中 f. 学生 g. その他（ ） 会社名 ※差し支えない範囲でご記入ください。	
ご連絡先 受講票の送付先となります。必ずご記入ください。	電話番号： ( )	FAX番号 ( )
	メールアドレス：	
	ご住所 〒 —	

&lt;個人情報の取扱いについて&gt;

送信していただいた個人情報は、セミナー運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて登録者の個人情報を利用いたしません。なお、当社が求める個人情報を記入いただけない場合、または登録内容に不備がある場合には、お申込を受け付けることができない可能性があります。当社にご登録いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用・提供の拒否権を希望される場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲で対応させていただきます。上記につき同意の上、セミナーへの申し込みをお願いします。個人情報に関する問い合わせ先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 コーポレートサービス部管理ユニット TEL03-5288-6580 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F



相談料  
無料!!

人材不足  
解消!!

平成29年度「厚生労働省鹿児島労働局」委託事業



# 中小建設会社 人材確保のための 「無料個別相談」



本事業では、雇用管理の改善の必要性や具体的な進め方に関する関心を持っている建設会社を対象に、雇用管理アドバイザー\*を派遣して、無料で相談支援を実施しています。

\*雇用管理アドバイザーとは……建設分野における人事・労務管理に精通した社会保険労務士が務めます。雇用管理等の改善を進める上で課題を整理し、解決のための手順・方法などについて相談支援を行います。

## 要望が多い相談内容（一例）

- 技能講習を受けさせたいけど活用できる助成金はあるか？
- 社会保険の加入対策について相談したい
- 外国人の技能実習生の受け入れを検討したい
- 高年齢者の保険加入や就労形態について相談したい
- 若者の応募が増え、長く働いてもらえる職場にするには？
- 女性の技能労働者も積極的に受け入れたい
- 日給制から月給制に移行したい
- 建設労働者確保育成助成金制度の活用方法を知りたい



## 相談支援を受けた事業主の声

- 提案のあった雇用管理制度を導入し、行政や学校に対しては積極的なPRができると感じているので、採用が楽しみです。
- 何から着手したらよいか悩んでいたが、基本給や手当を明確にして賃金規程を整備できました。
- ホームページ以外のイメージアップの方法として女性の活躍のための行動計画の策定を行い、公表しました。
- 創業以来、ともに汗を流してきた従業員の将来を考え、企業を存続させるためには労働環境を改善し、人材を確保することが重要だと痛感しました。
- 雇用を通して普通の生活ができる給与を支給し、社会保険等により従業員が守られる職場環境を形成したいと考え、事業主のみが社会保険に加入していくが未加入の従業員を社会保険に加入させた。

建設業 人材確保 無料相談

検索

特設HP「建設業の人材確保・雇用管理改善事業」▶ <http://jinzaikakuho.chosakai.ne.jp/>

※平成29年度 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）は、厚生労働省鹿児島労働局職業安定部からの委託により労働調査会 九州支社が実施します。

【主催】労働調査会 九州支社

【協力】（一社）鹿児島県建設業協会・（公社）鹿児島県労働基準協会・鹿児島SR経営労務センター

荷主等企業・事業場の安全衛生ご担当者様へ

## 【厚生労働省委託事業】荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会 荷役災害防止担当者安全衛生教育（荷主等向け）講習会のご案内

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 鹿児島支部

陸上貨物運送事業の労働災害の内訳は、トラックの荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が70%を占めています。これらの労働災害の発生場所の約70%は発荷主や着荷主（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場になっています。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。この荷役ガイドラインに示された荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）講習会を全国47か所で開催します。鹿児島県での開催日時等は下記のとおりです。

この講習会は、荷役ガイドラインの安全衛生教育カリキュラムに基づいていますので、荷主等の企業・事業場の担当者の積極的なご参加をお待ちしています。

## 記

- 1 開催日時 平成29年11月20日（月）  
13:00～17:00（受付開始12:40）
- 2 開催場所 オロシティーホール 中会議室  
鹿児島市卸本町6-12 TEL 099-260-2111
- 3 講習会の内容
  - (1) 鹿児島労働局労働基準部長挨拶
  - (2) 荷役災害防止担当者安全衛生教育  
(講師：労働安全コンサルタント)
  - (3) 質疑応答
  - (4) アンケート記入
- 4 定員 60名程度（先着順です。）
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み

参加申込書に記入し、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部（TEL 099-259-4869）までファックスでお申し込みください。

（※受講票等は送付しませんが、受講の修了証を発行します。）

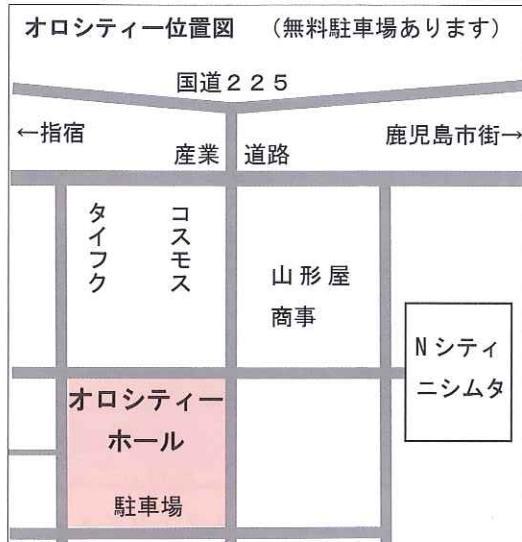
----- 切り離さず、A4版のまま送付してください -----

**(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部 FAX 099-259-4869**

### 荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名	
事業場名	(業種： )
住所	〒
電話番号	TEL
ご担当者氏名	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外は使用いたしません。



第2駐車場をお使いください

# 職場リーダー向け リスクアセスメント研修

主催：中央労働災害防止協会

協力：(公社)鹿児島県労働基準協会

リスクアセスメントの仕組みに基づいて実際に危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、評価などを実施する職場の管理監督者、作業者などの方を対象として、演習を中心に職場におけるリスクアセスメントの実際の進め方にに関する研修を開催します。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

1 日 時：平成29年**11月17日（金）** 9:00～17:00

2 会 場：オロシティーホール 二階会議室 〒891-0123 鹿児島市卸本町6-12

TEL 099-260-2111 / FAX 099-260-2109

3 内 容：リスクアセスメントの実際のやり方を習得するため、講義時間を短縮し、演習を中心に学びます。  
(現場作業者向け)

カリキュラム（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～ 9:10	開講、オリエンテーション	13:00～13:35	【講義】危険性又は有害性の特定
9:10～10:00	【講義】リスクアセスメントの概要 ビデオ上映「リスクアセスメントの考え方、進め方」	13:35～14:30	【演習】危険性又は有害性の特定 休憩
10:00～10:10	休憩	14:30～14:40	【講義】リスクの低減措置の検討及び実施
10:10～10:55	【講義】リスクの見積り、リスク低減のための優先度の設定	14:40～15:20	休憩
10:55～11:40	【演習】リスクの見積り、優先度の設定	15:20～15:30	【講義】リスクの除去、低減措置の検討
11:40～12:40	昼食・休憩	15:30～16:35	まとめ／質疑応答
12:40～13:00	【演習】リスクの見積り、優先度の設定（続き）	16:35～16:50	修了証授与、閉講
		16:50～17:00	

4 対象者 現場の監督者、職場リーダー、作業者などのリスクアセスメント実施者

(事業場のリスクアセスメントの仕組みに基づいて、実際に職場で危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討などを実施する方)

5 定 員 50名（定員になり次第申し込みを締め切ります。）

料 金	参加料	正規料金	割引料金（注2）
会員（注1）	25,710円	15,430円	
一般	30,860円	18,520円	

（テキスト代、消費税を含みます。）

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会会員又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

注2 割引料金の対象は、常時使用する労働者が300人未満の事業場であり、労災保険の適用事業場であることです。  
(申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。)7 申込締切日 **平成29年10月27日（金）まで** 【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

8 申込方法

①本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

参加証は、開催日10日前頃送付致します。

②参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込みにてお願いします。

請求書・領収書が必要な方は、申込書の備考欄にご記入下さい。

9 参加費振込先

鹿児島銀行 本店 当座預金 口座番号 8526 口座名「（公社）鹿児島県労働基準協会」

※振込手数料は、ご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方の参加をお願い致します

## 申し込み・問い合わせ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社)鹿児島県労働基準協会

TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

099-226-3622

## 参加申込書

職場リーダー向けリスクアセスメント研修  
29年11月17日（金）開催地：鹿児島

フリガナ			業種		
事業場名			事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上	
所在地	〒一		会員について <input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員		
連絡担当者	(フリガナ)	所属		役職	
	氏名	TEL	( )	FAX	( )
参加者	(フリガナ)	所属・役職名		年代をご記入ください。	* No.
	氏名			<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
参加者	(フリガナ)	所属・役職名		年代をご記入ください。	* No.
	氏名			<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
該当個所の□にチェックマークをご記入ください。 参加費は 月 日（振込手数料は、ご負担をお願いします。） ¥ 円 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留で送金			備考欄	* 受付	* 参加証
					※は記入しないで下さい。

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、  
名称はフルネームで正しくご記入くださいますようお願いいたします。

## ※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマーク（✓）を記入してください。

割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）

※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、下の□内にチェックマーク（✓）をご記入下さい。

同意しない

## 平成29年11月 講習開催のご案内

## 鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622  
鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代（消費税込）	科目免除者又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 11/6～11/10	10/10～10/13	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 11/6～11/7		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラ一車限定を除く)
床上操作式クレーン運転	11/6～11/8	10/10～10/13	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
小型移動式クレーン運転	11/13～11/15	10/16～10/20	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
車両系建設機械運転 (解体用)	11/13	10/16～10/20	会員 17,780円 一般 18,780円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	11/21～11/22	10/23～10/27	会員 12,824円 一般 13,824円	
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 11/27～12/1	10/30～11/2	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 11/27～11/28		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了者
玉掛け	11/27～11/29	10/30～11/2	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
研削といしの取替え等 (自由研削用)	11/21	10/23～10/27	会員 10,908円 一般 11,988円	
安全衛生推進者	11/16～11/17	10/16～10/20	会員 12,284円 一般 13,284円	

## 川内支部より講習開催のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	備考
ガス溶接技能講習	11月6日(月) 11月7日(火)	10月16日(月) 10月20日(金)	会員 9,004円 一般 9,504円	①問い合わせ先 当協会川内支部 TEL・FAX 0996-25-1377 ②実施会場 川内職業能力開発短期大学校 (ポリテクカレッジ川内) 薩摩川内市高城町2526 ※受付期間内でも定員（40名）になり次第締め切らせて頂きます。

（備考） 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。